（要求性能墜落制止用器具等）

第十七条　事業者は、ゴンドラの作業床において作業を行うときは、当該作業を行う労働者に要求性能墜落制止用器具（安衛則第百三十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。）その他の命綱（以下この条において「要求性能墜落制止用器具等」という。）を使用させなければならない。

2　つり下げのためのワイヤロープが一本であるゴンドラにあつては、前項の要求性能墜落制止用器具等は当該ゴンドラ以外のものに取り付けなければならない。

3　労働者は、第一項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（酸素欠乏症等防止規則の一部改正）

第五条　酸素欠乏症等防止規則（昭和四十七年労働省令第四十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（要求性能墜落制止用器具等） **第六条**　事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、労働者が酸素欠乏症等にかかつて転落するおそれのあるときは、労働者に要求性能墜落制止用器具（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第百三十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。）その他の命綱（以下「要求性能墜落制止用器具等」という。）を使用させなければならない。 2　事業者は、前項の場合において、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。 3　労働者は、第一項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。 （保護具等の点検） **第七条**　事業者は、第五条の二第一項の規定により空気呼吸器等を使用させ、又は前条第一項の規定により要求性能墜落制止用器具等を使用させて酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合には、その日の作業を開始する前に、当該空気呼吸器等又は当該要求性能墜落制止用器具等及び前条第二項の設備等を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。 （立入禁止） **第九条**　（略） 2　（略） 3　第一項の酸素欠乏危険場所については、安衛則第五百八十五条第一項第四号の規定（酸素濃度及び硫化水素濃度に係る部分に限る。）は、適用しない。	（安全帯等） **第十七条**　事業者は、ゴンドラの作業床において作業を行うときは、当該作業を行う労働者に安全帯（令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。）その他の命綱（以下この条において「安全帯等」という。）を使用させなければならない。 2　つり下げのためのワイヤロープが一本であるゴンドラにあつては、前項の安全帯等は当該ゴンドラ以外のものに取り付けなければならない。 3　労働者は、第一項の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。
（安全帯等） **第六条**　事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、労働者が酸素欠乏症等にかかつて転落するおそれのあるときは、労働者に安全帯（令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。）その他の命綱（以下「安全帯等」という。）を使用させなければならない。 2　事業者は、前項の場合において、安全帯等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。 3　労働者は、第一項の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。 （保護具等の点検） **第七条**　事業者は、第五条の二第一項の規定により空気呼吸器等を使用させ、又は前条第一項の規定により安全帯等を使用させて酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合には、その日の作業を開始する前に、当該空気呼吸器等又は当該安全帯等及び前条第二項の設備等を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。 （立入禁止） **第九条**　（略） 2　（略） 3　第一項の酸素欠乏危険場所については、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第五百八十五条第一項第四号の規定（酸素濃度及び硫化水素濃度に係る部分に限る。）は、適用しない。	